30.06.07作成

**「水のくに　ちゃぷちゃぷ池」　臨時販売　出店要領**

**募集の目的**

小さな子供達が水遊びを楽しめる「ちゃぷちゃぷ池」開設期間に来園する利用者の方々の利便性向上、イベントの魅力アップ及び飲食の充実を目的として、「水のくに」のオープンスペースを活用し飲食販売を行う。

**募集概要**

・ちゃぷちゃぷ池開設期間において、臨時的に簡易テント（ケータリング車）等を用いて飲食販売を行う出店者の登録を試行的に募集します。

・材料を加工する品目の場合は、営業許可を受けたケータリング車に限ります。（移動できないコンテナやトレーラー等の牽引車を要するものは除く。）

**出店応募（申込）期間**

・平成３０年６月２２日（金）までに、「移動販売出店登録申請書」を下記の提出先に持参し申し込む。なお、応募された書類は理由を問わず返却いたしません。

（電話、ファックス、郵送、電子メールによる申請は受け付けない）

・出店応募者が予定している出店数を上回る場合は、当園で出店日数等を調整の上で決定します。

・出店者は、食品衛生法に基づく神戸市（保健所）の営業許可証がある者。

＊他都市等が発行する営業許可証は資格とは認めません。

**申込みに必要な書類**

○申請書類

　　・「移動販売出店登録申請書」

　○添付書類

　　・定款（法人のみ）

　　・会社案内又は事業概要書

・神戸市（保健所）の発行する営業許可証の写し（有効期限内のもの）

　　・食品衛生責任者資格証の写し

　　・営業許可者の身分証明書の写し（公的な身分証明書、運転免許証など）

　　・申込者が営業許可者と異なる場合は委任状及び申込者の身分証明書の写し

**申請書提出先・問合せ先**

　　〒654-0163　神戸市須磨区緑台

　　　　　　　　（公財）神戸市公園緑化協会　神戸総合運動公園　運営係

　　　　　　　　０７８（７９５）－５１５１

**エリア開設期間・出店許可期間**

　平成30年7月１日（日）　～　平成30年９月１７日（月）まで

　＊施設清掃により利用不可となる日があります。

**出店場所**

神戸総合運動公園内の指定する下記の場所（別紙図面参照）とします。

＊施設利用やイベント等により、出店できない日があります。

＊指定する場所での出店であり、他の競技施設内での出店を認めるものではありません。

**出店数**

一日毎の出店者は最大３店までとします。店舗数および配置は公園側で指定します。

＊同一内容（品目）の飲食販売は、基本的に認めません。

**出店日**

出店日は出店者の要望を受けた上で、総合運動公園が指定する日に出店すること。

＊期間中　　1日以上の出店が見込まれること。

＊天候不順時の出店は、事前に協議の上決定する。

**営業可能時間**

　原則として、午前10時から午後4時までとします。

　＊ただし、イベント内容や天候等による変更（短縮・延長等）は別途相談。

**売上歩合**

○出店場所にかかる使用料等は徴収（発生）しませんが、売上げに応じた歩合を収めていただきます。

○出店日ごとの売り上げは販売終了後に管理センターまで報告することとし、売り上げ金額の10％を歩合（10円未満切り捨て）として、「販売報告書」は月締めした後に7日以内に管理センターまで報告（ＦＡＸでも可）し、30日以内に現金で管理センター持参もしくは指定口座に振り込みしていただきます。

**施設設備使用条件**

　電源は（可能であれば）1回路を有料（120円／時間）で供給します。

　なお、自動車のエンジンをかけての自家発電による営業は認めません。

**営業車両等の管理**

・指定するルート・指定する時間にて、搬入・搬出すること。

・公園内を営業車両が移動するときは、安全を最優先に時速10ｋｍ以下で徐行し、来園者にクラクションを鳴らさないこと。

・営業を手伝う者等の車両は、公園内に乗り入れてはならない。

**その他**

・公園等の利用者・市民が安心して購入できるよう、成分表示や店の連絡先など、表示してください。

・常に衛生面に留意し、出店者が周囲にゴミ箱を設置して美化に努め、すべて回収して清掃を行い、ゴミ・売れ残った商品等は持ち帰り適正に処分すること。

・油等地面の汚れが懸念される場合は養生すること。

・調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置すること

・調理等で発生した雑排水は、出店者がすべて持ち帰り適正に処分すること。

・申請内容に虚偽が判明した場合は、出店を取り消します。

・販売に起因する事故・苦情は、原則として出店者の責任として解決し、迅速な対応を行うこと。

・暴力団関係者および繋がりのある者が代表者及び関係者におられる場合は、出店をお断りし、登録を取り消します。

・公園内の電気を利用する場合は、１２０円／時間・箇所を別途いただきます。

・公園管理の妨げにならないよう指導したにも関わらず指示に従わない場合や出店者の出店決定後に取消される事案が生じた場合は、今後の出店をお断りする場合があります。

・区画外での宣伝、販売などの営業活動（ビラまき、配達サービスなどを含む）をしないこと。

**〈おねがい事項〉**

　「ちゃぷちゃぷ池」は小さな子供達が水遊びを楽しんでいます。

　各出店者の方は、利用上でのケガやトラブルなどを発見した時は速やかに「管理センター」までご連絡いただくようお願いいたします。